日 調 連 発 第 １ ３ 号
平成２３年４月１４日

各土地家屋調査士会長　　殿
連　合　会　役　員　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

法務省民事局長通達、法務省民事局商事課長依命通知の送付について（通知）

法務省民事局長から法務局長及び地方法務局長あての通達並びに法務省民事局商事課長から法務局民事行政部長及び地方法務局長あての依命通知が下記のとおり発せられましたので、参考のため通知します。

なお、上記通達における主な留意点は、①登記事項証明書等の交付の請求の方法、②登記所で登記事項証明書等の交付を受けようとする場合に提出すべき書面等となっております。

また、上記依命通知における主な留意点は、①証明書を交付する場合の取扱い、②受取先登記所を誤った場合の取扱い、③提出書面を提出することができない場合の取扱いとなっております。

記

平成 23 年 3 月 29 日付け法務省民商第 805 号　法務省民事局長通達
「不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う商業・法人登記事務及び動産・債権譲渡登記事務の取扱いについて（通達）」

平成 23 年 3 月 29 日付け法務省民商第 806 号　法務省民事局商事課長依命通知
「不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う商業・法人登記事務及び動産・債権譲渡登記事務の取扱いについて（依命通知）」